

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名
富坂二丁目町会地区
- 2 団体名及び代表者
富坂二丁目町会 会長 萬立 幹夫 氏
- 3 地区の範囲
小石川二丁目4～10番、11番（1～4号、6号、8～12号、15号、17号）、17番（27～41号）、18番（1号、2号、24号）、19～21番
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過
令和元年7月1日 推進地区指定の申請
7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認
8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取
(寄せられた意見なし)
10月1日 推進地区指定日（～令和4年9月30日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

